

令和9年度奨学生募集について（案内）

内子町では、高等学校又は大学への進学を希望していても、経済的な理由により就学が困難な方に対し町条例により、「内子町奨学資金」「高畑奨学資金」を無利子で貸与しています。

貸与を希望される方は、次の要領により願書を提出して下さい。

1 募集人員（予定）

(a)	内子町奨学生	高等学校奨学生	10人
		大学奨学生	10人
(b)	高畑奨学生	大学奨学生	2人

※ 大学奨学生には、専門学校等へ進学する者も含む。

2 貸与金額（予定）

(a)	内子町奨学生	高等学校奨学生	月額 18,000 円
		大学奨学生	月額 50,000 円
(b)	高畑奨学生	大学奨学生	月額 70,000 円
(c)	貸与方法	高等学校奨学生	4月（新規は5月）、7月、10月、 1月に各 54,000 円を貸与する
		大学奨学生（内子）	4月（新規は5月）、10月に 各 300,000 円を貸与する
		大学奨学生（高畑）	4月（新規は5月）、10月に 各 420,000 円を貸与する

3 貸与期間

令和9年4月から、進学した学校の最短修学期間

4 返還方法

高校・大学等を卒業して6ヶ月を経過した日から、教育委員会が定める期日までに返還していただきます。返還月は、4月、7月、10月、1月です。

1回の返還額は、次のとおりです。

(a)	内子町奨学生	高等学校奨学生	16,200 円(返還年数 10 年)
		大学奨学生(4年制大学の場合)	40,000 円(返還年数 15 年)
(b)	高畑奨学生	大学奨学生(4年制大学の場合)	42,000 円(返還年数 20 年)

5 応募資格

(a) 日本国民であつて、保護者が内子町に在住する者

- 1 内子町奨学生 来春、高等学校、大学・専門学校等に進学を希望する者
- 2 高畑奨学生 来春、大学・専門学校等に進学を希望する者

(b) 学業・人物ともに優れ、学資の支弁が困難であると認められる者

6 返還の猶予

特別な事情があるときに限り、返還が猶予される場合があります。

7 返還の免除

特別に認められたときに限り、返還が免除される場合があります。

- 1 内子町立中学校から内子町内の高等学校へ進学した成績優秀者（特別奨学生という）には、月額 10,000 円に修学月数を乗じた額が免除される制度があります。
- 2 大学奨学生が、返還期間中の 5 年間引き続き内子町に居住し、町民税の滞納がないとき、返還額のうち 100,000 円が免除される制度があります。
(最大 10 年間で、200,000 円の免除を受けることができます。)

※ 上記 1 及び 2 の内容については、「内子町奨学生」のみの免除制度です。

8 出願手続き

(a) 願書は次のところにあります

- * 来春高等学校等入学予定者 町内の各中学校・内子町教育委員会事務局
- * 来春大学等入学希望者 近隣の高等学校・内子町教育委員会事務局

(b) 上記用紙に必要事項を記入し、在学している学校まで提出して下さい。

* 「内子町奨学生」と「高畑奨学生」では貸与金額及び免除制度が異なりますので、大学奨学生の志願の際には「内子」・「高畑」の希望を明確にしたうえで提出をして下さい。

* 保護者等の所得証明（住民税所得割額がわかるもの）を添付して下さい。
同居の有所得者全員の分が必要です。

(c) 願書の提出締め切りは、在学している学校が定めた日を厳守して下さい。

※ 奨学資金の貸与を希望される場合は、まず在学している学校にご相談下さい。

9 奨学生の決定

* 12 月中旬に開催予定の奨学生選考委員会の選考を経て、採用内定者及び補充候補者を決定した後、採用内定者の決定通知を送付します。ただし、入学を条件として採用しますので、入学届（在学証明書）の提出により最終決定します。

※ 最終決定後に誓約書を提出していただきますが、保護者以外で町内在住者の保証人 1 名が必要となります。

10 その他

この奨学金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

内子町教育委員会 学校教育課 TEL 0893-44-2124 担当：西宮